

## 「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出要件

### 資料 8

都道府県に依頼する文面(案)は以下のとおり（赤字は今回追記したところ）  
【第2回訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会（平成31年1月25日）】資料

都道府県におかれては、同時に提供するデータを参考にしながら、以下の(1)または(2)に相当する医療機関を選出していただきたい。

(1) 都道府県単位の「重症例<sup>1)</sup>」を受入可能な医療機関

- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関
- ② 言語対応：多言語での対応が可能であること

※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする  
医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

(2) 2次医療圏単位の「軽症例を受入可能な医療機関(診療所・歯科診療所も含む)」

① 対象となる医療圏：全ての医療圏。

特に、以下のア～エに該当する医療圏からの選出は、速やかな選出をお願いしたい。

ア ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地を含む医療圏  
イ 訪日外国人観光客の多い医療圏  
ウ 在留外国人が多い医療圏

エ その他、都道府県が指定する医療圏

② 診療時間：特に制限を設けない

③ 診療科：特に制限を設けない  
④ 言語対応：多言語での対応が可能であること

※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする  
医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

都道府県は、選出した医療機関の受入患者数や重症度等を適宜把握し、地域において求められる外国人患者への医療提供体制の整備に活用すること。

1) 入院を要する救急医療